

(事業主準会員用)

労働保険事務組合
千葉SR経営労務センター
会長 殿

誓約書

私(当事業所)は、労働保険事務組合千葉SR経営労務センターの事業主準会員として、事務処理を委託するにあたり、下記事項を誠実に履行すること、及び履行すべき事項に反した場合は貴事務組合の規約に従うことを誓約いたします。

記

1. 「労働保険料」及び「事業主会員会費」を貴事務組合の指定期日までに納入いたします。
2. 委託会員社労士を通して、労働保険料の年度更新に係る「労働保険料算定基礎賃金等報告書」を貴事務組合の指定期日までに提出いたします。
3. 万が一、指定期日までに「労働保険料」及び「事業主会員会費」の納入に遅延を生じる事態となった場合は、担当社労士の指導のもと、誠意ある対応を図ります。
4. 指定期日までに「労働保険料」及び「事業主会員会費」を納入せず、貴事務組合の督促等にも応じず放置した場合は以下の取扱いが成されることを確認します。
 - ① 監督官庁に滞納事業場報告書が提出されること
 - ② 保険料未払い期間中に労災事故が発生した場合、労災保険給付金額の一部を費用徴収として事業主が負担させられる場合があること
 - ③ 保険料未払い期間中に特別加入者の労災事故が発生した場合、特別加入者の労災給付が受けられないことになること
 - ④ 保険料等の滞納について、再三の貴事務組合の督促にもかかわらず、非協力であり誠意がないと認められた場合は、貴事務組合の指定する日をもって貴事務組合との委託を解除されても異議を申し立てないこと

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主名

㊟

電話番号

担当社労士名

㊟